

高松市長第 422号

令和3年9月22日

たかまつみみの会

会長 西田 敏雄 様

高松市長 大西 秀人



「加齢性難聴者の補聴器購入に公的補助と聞こえのバリアフリーを求める要望書」に対する回答について（通知）

去る7月29日に御提出いただきました、「加齢性難聴者の補聴器購入に公的補助と聞こえのバリアフリーを求める要望書」につきまして、別紙のとおり回答文を送付いたします。

«お問い合わせ先»

〒760-8571

香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市健康福祉局 長寿福祉部 福祉事務所

長寿福祉課 (担当:野口)

電話: 087-839-2346

FAX: 087-839-2352

「加齢性難聴者の補聴器購入に公的補助と聞こえのバリアフリーを求める 要望書」に対する回答書

1 加齢性難聴者の補聴器購入に公的補助を求めます。

難聴を含めて、老化に伴う身体機能の低下に対応した、社会生活上の支援を行うこと

につきましては、実施による効果を見極めながら、検討する必要があるものと存じます。

このようなことから、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助につきましては、国立研究開発法人 日本医療研究開発機構が、平成30年度から行った、「聴覚障害の補正による、認知機能低下の予防効果を検証するための研究」の結果等を踏まえるとともに、地域によって福祉に格差が生じることのないよう、国において適切な措置を講ずべきものと存じております。

このため、本市におきましては、昨年度、介護保険制度に関する提言の中で、加齢性難聴者の、補聴器購入に対する補助制度の創設について、全国市長会を通じて、国へ要望したところでございまして、現在のところ、本市独自の補助制度を創設する考えはございませんが、引き続き、国や他都市の動向を注視してまいりたいと存じます。

2 高松市の「新オレンジプラン」に加齢性難聴が認知症のリスクと明記し、市民への 分かりやすい周知と加齢性難聴の講演会を実施してください。

国は、令和元年に、これまでの「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の後

継に当たる、「認知症施策推進大綱」を取りまとめ、総合的な認知症対策を推進することとしております。

本市は、令和3年度から5年度までの第8期高松市高齢者保健福祉計画を、この大綱に基づく認知症推進計画に位置づけ、認知症の人やその家族を支援する仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。

次期計画に、加齢性難聴が認知症のリスクであると明記することにつきましては、策定に際して、国から示される基本指針や、高齢者を取り巻く状況等を調査・分析した上で判断したいと存じます。また、市民へのわかりやすい周知につきましては、市政出前ふれあいトークにおいて、「高齢者保健福祉計画について」と題し、高齢者施策の取組方針等を、地域に出向き、積極的な周知に努めてまいりたいと存じます。

また、加齢性難聴の講演会の実施につきましては、瓦町健康ステーションにおいて、毎年、健康長寿講座の中で、認知症をテーマとした講座を行っておりますことから、講座内容に加齢性難聴を盛り込むことについて、今後、検討してまいりたいと存じます。

3 社会生活に支障や不便を感じている加齢性難聴の実態調査をしてください。

本市におきましては、「高齢者保健福祉計画」策定の際、基礎調査として、国から示されました方針に基づき、「高齢者の暮らしと介護に関するアンケート調査」を、実施しているところでございます。

御要望の、加齢性難聴者の実態調査につきましては、高齢者の「聞こえ」の現状や生

活実態等を把握する上では、有用であるものと存じますが、計画策定のアンケートにおいて、「聞こえ」に関しては、国の項目に含まれていないほか、調査に当たりましては、目的や対象、手法等、検討すべき課題がござりますことから、まずは、国の動向を注視するとともに、他都市の状況を調査・研究してまいりたいと存じます。

4 特定健診の問診票に聞こえの項目と聴力検査を実施してください。

本市では、健康寿命の延伸に向け、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健康診査や、後期高齢者医療健康診査を継続的に実施しているところでございます。これらの健康診査は、生活習慣病の予防や、早期発見を目的としており、本市におきましては、国の実施基準等に定める、質問票や健診項目の内容を基に、実施しているところでございます。

御要望にございます、「聞こえ」の項目や、聴力検査につきましては、現在、国の基準等に含まれていないことに加え、本市の国保財政の状況等を踏まえますと、新たに健診項目等として追加することは、困難と存じますことから、現在のところ、特定健康診査等において、質問票に「聞こえ」の項目を追加し、聴力検査を行う考えはございません。

5 聞こえの相談窓口を作ってください。

本市におきましては、現在、障がい者や高齢者、また、その御家族などから寄せられる、介護や日常生活に係る幅広い相談に応えるため、福祉サービスの紹介や、専門機関

等の情報提供などを行っているところでございます。
御要望の、「聞こえ」の相談窓口の設置につきましては、相談者の「聞こえ」の状態を適切に把握するとともに、補聴器に関する専門的な知識が求められるものと存じますことから、「聞こえ」の相談に特化した窓口の設置は困難かと存じますが、市民の方から、「聞こえ」に関する相談を受けた際には、適切な専門機関等を紹介するなど、丁寧に対応してまいりたいと存じます。

6 集団補聴システムである磁気ループやFM設備等を市庁舎窓口だけでなく、市民の利用する公共施設（支所・コミュニティセンター・公園集会場・市民ホール・会議室等）に設置してください。
加齢性難聴の方などとのコミュニケーションを、円滑に行うための補聴システムにつきましては、現在、サンポートホール高松の大ホール・小ホールなどに、常設型の磁気ループシステムを、また、こども未来館のプラネタリウムに、常設型の赤外線補聴システムを設置いたしております。
また、本庁舎1・2階の5か所のほか、中央図書館や、こども未来館には、移動型の磁気ループシステムを配置しているところでございます。

こうした中、ホールや集会室など、市民の利用する公共施設に、常設型の補聴システムを、新たに設置することにつきましては、財政状況等を勘案いたしますと、直ちには困難と存じますが、加齢性難聴の方などとのコミュニケーション手段を確保する観点か

ら、現在、本庁舎内に配置している移動型の磁気ループシステムの、
外の公共施設を含めた、随時の貸出し等につきまして、関係課間で協議してまいりたいと存じます。

7 高齢者施設では、高価な物の管理ができないとの理由で、補聴器が使えないとの声
がありました。必需品として使用できるよう指導をお願いします。

補聴器は、難聴者にとって生活に欠かせない必需品であるものと存じますことから、
貴重品であるとの理由により、一律に持込みを禁止することのないよう、高齢者施設に
対して、適切な対応を依頼してまいりたいと存じます。

8 災害時の避難で、多くの人の中では、物資の受け取りや周知が聞き取れないからと、
非難を避けるなどの事例があります。避難所に誰の目にもわかり支援が行き届くと好評
なパンダナを導入してください。

本市におきましては、加齢性難聴の方など、外見から分からなくても、援助や配慮を
必要とする方に対し、平成30年度からは、「ヘルプマーク」を、また、昨年度からは、
外出先などで、自分の情報や手助けしてほしいことを伝えられる「ヘルプカード」を配
布しているところでございます。

また、本年8月からは、聴覚障がい者を始め、支援等を要する方と、的確な意思疎通
を図るための「コミュニケーション支援ボード」を指定避難所に配置するなど、加齢性
難聴の方などへの、情報伝達やコミュニケーションに関する様々な支援策に、これまで

積極的に取り組んできたところでございます。

このようなことから、御提案のバンダナの導入につきましては、他都市での先進事例なども参考にしながら、調査研究してまいりたいと存じます。